

南部大阪都市計画特別用途地区の変更(河内長野市決定)

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種 類	面積	備考
居住環境保全地区	約 1,316ha	河内長野市特別用途地区内における建築制限に関する条例 (規制内容) 建築制限
居住環境調整地区	約 360.5ha	河内長野市特別用途地区内における建築制限に関する条例 (規制内容) 建築制限
合計	約 1676.5ha	

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

特別用途地区指定箇所

地区の種類	居住環境保全地区
用途地域 (容積率/建ぺい率)	第一種低層住居専用地域 (80/40) 第一種低層住居専用地域 (100/50) 第一種低層住居専用地域 (150/60) 第一種中高層住居専用地域 (200/60) 第二種中高層住居専用地域 (200/60) 第一種住居地域 (200/60) 工業地域 (200/60)
制限する用途	住宅宿泊事業法 (平成 29 年法律第 65 号) 第 2 条第 5 項の届出住宅
地区の種類	居住環境調整地区
用途地域 (容積率/建ぺい率)	第二種住居地域 (200/60) 準住居地域 (200/60) 近隣商業地域 (200/80) 近隣商業地域 (300/80) 商業地域 (400/80) 準工業地域 (200/60)
制限する用途	・ 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 2 条第 1 項第 2 号の共同住宅及び寄宿舍内における住宅宿泊事業法 (平成 29 年法律第 65 号) 第 2 条第 5 項の届出住宅及び国家戦略特別区域法 (平成 25 年法律第 107 号) 第 13 条第 1 項の外国人滞在施設経営事業施設